

大阪市監査委員 森 伊 吹
同 大 内 啓 治
同 西 川 ひろじ

住民監査請求について（通知）

令和3年1月22日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 住民監査請求書（職員措置請求書）

（1）請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の事実

大阪市が、今春退職するであろう財政局長東山潔に対し、退職金を支払うこと。

イ その行為が違法又は不当である理由

財政局長が、毎日新聞等に全く根拠のない、虚偽の情報を提供し、それによって掲載された記事によって、多くの大阪市民は「大阪都構想」の真意を誤解し、賛否を問う住民投票で判断を誤り、公正な判断ができなかった。その結果、「大阪都構想」は否決された。このような、大阪市民による公正な判断を妨げた責任は重大である。

ウ その結果、大阪市に生じている損害

このような市政を歪める重大な違法行為を行った、財政局長は、3～4000万円と言われる高額な退職金を受給する資格がない。そのような職員に退職金を支払うことは大阪市民の損失である。

財政局長は減給処分に処せられたが、処罰としてはあまりに軽すぎ、また、市の損失はこの程度で済むわけではない。

エ 請求する措置の内容

大阪市は、財政局長東山潔に対し、退職金を支払ってはならない。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第 2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

本件請求において請求人は、今春退職するであろう財政局長について、毎日新聞等に全く根拠のない虚偽の情報を提供したとして、その職員に退職金を支払うことは大阪市民の損失であると主張している。

請求人が主張する「毎日新聞等に全く根拠のない虚偽の情報を提供した」とは当該職員の中の行為をさすのか、明示はされていないが、職員措置請求書の記載全体及び事実証明書として添付された新聞報道等から、請求人が指摘する事実は、「当該職員が、令和 2 年 9 月 28 日以降 10 月 9 日までの間に、複数の報道機関の求めに応じ、『地方交付税制度における基準財政需要額について、大阪市人口を単純に 4 等分した場合、人口段階補正係数のみを置き換えた場合の基準財政需要額へ与える影響額』を試算した理論上の数値を各報道機関へ情報提供したこと」であると考えられる。

また、当該職員が今春退職するかは明らかではないが、請求人の主張の趣旨は、当該職員が今春退職することがあれば、その場合に退職金を支払うことを差止める措置を求めるものであると考えられるので、その前提で検討する。

退職金とは、法第 204 条第 2 項の規定に基づいて定められている、職員の退職手当に関する条例（昭和 24 年大阪市条例第 3 号）に基づき支給される退職手当である。その支給について、同条例第 12 条及び第 13 条には、支給制限及び支払差止に関する相当詳細な規定が置かれているが、請求人の指摘する事実は、そのいずれの規定にも当てはまらず、当該職員への退職手当の支払いの違法性を基礎づける事由とは認められない。また、当該職員は、請求人の指摘する事実により既に懲戒処分を受けているのであって、その事実の指摘、或いはその処分が軽すぎるとの主張をもって、退職手当の支払いの不当性の摘示があるとは認められない。

よって、当該行為等が違法又は不当である旨を具体的に摘示していないため、本件請求は、

法第 242 条の要件を満たさないものと判断した。